

レセ電通信歯 22008号

平成 22 年 8 月 16 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支 払 基 金 シ ス テ ム 部

国保中央会レセプト電算部

「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱要領」の改定について

このことについては、平成 22 年 7 月 30 日付け保総発 0730 第 2 号「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」により「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱要領」(以下「取扱要領」という。)が改定され、厚生労働省のホームページ「診療報酬情報提供サービス」に掲載されていますのでご参照願います。

また、支払基金のホームページにも取扱要領の別添「オンラインによる一次請求返戻ファイル及び再審査等返戻ファイル並びに再請求ファイルに係る記録条件仕様」(歯科用)を掲載していますので併せてご参照願います。

なお、今回の改正による変更点については下記のとおりです。

記

- 1 返戻ファイル及び再請求ファイルに係る記録条件の変更
オンラインによる再審査等請求の開始に伴う再審査等返戻ファイル及び再審査再請求ファイルに係る記録条件仕様の追加。
- 2 事務代行者を介した電子情報処理組織等の使用による費用の請求に関する届出の変更
事務代行者を介したオンライン請求の開始に伴う審査支払機関への届出様式の追加。